

平成30年2月

美里町教育委員会臨時会会議録

平成30年2月教育委員会臨時会議

日 時 平成30年2月15日(木曜日)

午後1時39分開議

場 所 美里町本庁舎3階会議室

出席者 教育委員(5名)

1番 委員 長 後藤 眞 琴

2番 委員長職務代行 成澤 明 子

3番 委 員 留守 広 行

4番 委 員 千葉 菜穂美

5番 教 育 長 佐々木 賢 治

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 須田 政 好

教育総務課課長補佐 角田 克 江

主幹兼学校給食係長 小南 友 里

学校教育専門指導員 岩 淵 薫

傍聴者 なし

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

・ 報告事項

第 2 報告第37号 平成30年度美里町立小中学校管理職の人事異動の報告

第 3 報告第38号 ごとた幼稚園及びふどうどう幼稚園における給食事業の実施状況について

・ 審議事項

第 4 議案第17号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例(案)についての意見の募集結果について

第 5 議案第 18 号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について

第 6 議案第 19 号 美里町学校給食調理施設条例（案）の提出について

第 7 議案第 20 号 美里町学校給食調理施設運営審議会条例（案）の提出について

・ 協議事項

第 8 町内小中学校における「ごみ減量化」に向けた教育について

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

・ 報告事項

第 3 報告第 38 号 こごた幼稚園及びふどうどう幼稚園における給食事業の実施状況について

・ 審議事項

第 4 議案第 17 号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）についての意見の募集結果について

第 5 議案第 18 号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について

第 6 議案第 19 号 美里町学校給食調理施設条例（案）の提出について

第 7 議案第 20 号 美里町学校給食調理施設運営審議会条例（案）の提出について

・ 協議事項

第 8 町内小中学校における「ごみ減量化」に向けた教育について

【以下、秘密会扱い】

・ 報告事項

第 2 報告第 37 号 平成 30 年度美里町立小中学校管理職の人事異動の報告【秘密会】

午後 1 時 3 9 分 開会

委員長（後藤眞琴） それでは、ただいまから平成 3 0 年 2 月教育委員会臨時会を開会いたします。

委員のうち、5 番佐々木教育長から、本日の会議に遅れて出席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。現在、出席委員 4 名であり、委員の過半数の出席を得ておりますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として須田教育次長兼教育総務課長、角田教育総務課課長補佐、小南主幹兼学校給食係長が出席しております。

また、協議事項で追加の説明員として、岩淵学校教育専門指導員が入室いたします。

それでは、本日の議事を進めてまいります。（「はい」の声あり）どうぞ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） すみません、事務局からおわびと訂正のお願いでございます。

審議事項が 1 件ほど漏れてございました。皆様にさきにお配りしました日程第 4 の前に、1 つ案件としまして、「美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）」についての意見の募集結果について」が抜けておりました。パブリックコメントの結果についての教育委員会の意思の決定を先に行った後、その後、次の議案の 3 つの条例案に移らなければいけないという流れになりますので、ここを本日お配りしました会議次第のように、日程第 4、議案第 1 7 号として、「美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）」についての意見の募集結果について」を挿入していただき、その下の議案、「美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）」の提出について」以下を、日程番号とそれから議案番号を繰り下げさせていたいただきたいとお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

それでは、今、教育次長から説明がありましたように審議事項を 1 つ追加したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

日程 第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員

長から指名することになっておりますので、今回は3番留守委員、4番千葉委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第 3 議案第38号 ことた幼稚園及びふどうどう幼稚園における給食事業の実施状況について

委員長（後藤眞琴） 次は、報告事項ですが、報告事項に入る前にお諮りいたします。

以前より申し合わせをしておりますが、非公開事項となる秘密会については日程の最後に行うことにいたします。

本日の「日程第2 報告第37号 平成30年度美里町立小中学校管理職の人事異動の報告について」は、個人情報等を含む議事であります。よって、報告第37号については非公開で行うべきで、秘密会とすることが適切と考えますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） ご異議なしと認めます。よって、「日程第2 報告第37号 平成30年度美里町立小中学校管理職の人事異動の報告について」は秘密会とし、議事進行は、協議事項「日程第7 町内小中学校における「ごみ減量化」に向けた教育について」が終了した後にを行います。

秘密会においては、傍聴者の皆様の退出をお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

報告事項に入ります。

さきに協議したとおり、「日程第2 報告第37号 平成30年度美里町立小中学校管理職の人事異動の報告について」は秘密会となりましたので、議事は本教育委員会の最後に行います。

それでは、「日程第3 報告第38号 ことた幼稚園及びふどうどう幼稚園における給食事業の実施状況について」を事務局から報告お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、報告の第38号ですが、昨年の8月から、小牛田地域における幼稚園、ことた幼稚園とふどうどう幼稚園で実施してきた弁当給食の提供が既に8、9、10、11、12、1、約半年ほど経過してございます。これまで、この6カ

月間ですね、今年度新たに取り組んできたこの幼稚園への弁当事業者から取り寄せた給食の提供の実施の状況について、3月という時期もあったわけではございますが、もう既に半年も過ぎ、事業そのものが落ちついてきたこともございますので、これまでの実施状況について、教育委員の皆さんにご報告を申し上げるものでございます。

報告につきましては、小南学校給食係長のほうから説明をさせます。

委員長（後藤眞琴） よろしくをお願いします。

主幹兼学校給食係長（小南友里） 学校給食係長の小南でございます。

本日、こごた幼稚園及びふどうどう幼稚園における給食の提供について、今までの経過説明をさせていただきたいと思えます。

まず、平成29年6月14日に、デリカショップ向日葵と幼稚園給食業務の契約を締結いたしました。

そして、7月5日に、8月からの給食提供に向けましてデリカショップ向日葵と打ち合わせを行いました。こちらのほうには、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園の園長、そして担当する幼稚園教諭も同席して打ち合わせを行ったところでございます。

そして、平成29年8月29日から、給食の提供を開始し、平成29年11月20日からは、保温食缶による温かいご飯の提供を開始しました。こちら、11月になりますと気温も下がってくるものですから、子供たちに温かいご飯の提供をするということで、その前までは全てご飯をお弁当箱に入れたものを提供していたんですけれども、この時から別に温かいご飯を提供するようになってございます。

それから、平成29年11月13日から11月17日までの期間、こちらは県内の食材を使う強化月間になっているものですから、学校給食も県内産の食材の利用率の統計をとっている期間でございます。こちら今回受託している業者のデリカショップ向日葵さんに統計をとっていただきまして、県内産の利用率、このときは27.3%の利用率でございました。ちなみに学校給食のほうは、55.8%の県内産の食材の利用率となっております。

また、平成29年12月11日に、2学期からの学校給食と3学期の学校給食の提供について、デリカショップ向日葵と打ち合わせを行ってございます。

それから、今回、今年から始まった幼稚園の給食について、保護者に自由記述式でアンケート調査を行っております。こちらは、ふどうどう幼稚園は10月20日に実施いたしまして、114人から回答がございました。また、こごた幼稚園では12月8日に実施し、84人から回答がありました。こちらは、それぞれの幼稚園でお弁当給食を食べている状況について保護

者の方にご覧いただき、その食べている様子、あとまた保護者の方が給食を食べていただく機会もつくってございますので、そういったところからアンケートの記述をしていただいております。

こちらのアンケート内容なんですけれども、給食がスタートしてよかったという回答が一番多かったです。また、量や味についてもちょうどよいという回答が多かったのですが、少数ではありましたが、保育所の給食と比べて内容が劣るであるとか、あと揚げ物が多い、野菜の種類を増やしてほしいといった意見もございました。この部分についてはデリカショップ向日葵さんのほうにもお伝えして、献立作成などに役立てていただくように働きかけようと事務局サイドでは考えております。

また、今後の課題点としましては、今回給食提供を始めまして、異物混入が何度かございました。その都度、デリカショップ向日葵さんのほうでは業務改善を行っていただき、異物混入がないように対策をとっていただいき、現在は特に異物混入がなく安全な給食提供を実現できているところでございます。こういった異物混入の部分は一番あってはならない部分なので、再度努力していただいて、異物混入ゼロを目指して安全な給食提供に努めてまいりたいと考えてございます。

以上で、報告を終わります。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に質問などございますでしょうか。

このアンケートをした結果、味や量について、少数であるが、保育所の給食と比較すると内容が劣る、揚げ物が多い、これはどのぐらいの人数、少数って。

主幹兼学校給食係長（小南友里） もう完全に劣るというような回答をされた方がお一方でございました。ただ、揚げ物が多いという部分については5人ほど。ただ、詳細な集計についてはまだ終わっておりません。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 集計といえば、質問方式は自由筆記方式なので、それを文字に起こして配ります。どういう意見が上がってきているか。そして、意見を分類して、賛成的な意見を最初に載せて、後半に反対的な意見を並べるとか、次の委員会で配れるように準備したいと思います。

委員（成澤明子） 回答者の114人とか、あるいは84人というのは、在園している保護者の何%ぐらいかというのを後でお知らせ願いたいです。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですよ。何人中何人だかというの。

あとですね、ちょっと私のほうから補足なんですけれども、異物混入があった内容というのは、うちのほうで最初向こうにお願いしたのは、その他の食材に関しては大崎地域管内の食材を極力優先してもらって、しかし米は美里町の米を使ってくれと注文したんですよ。その条件でお願いしたんですけれども、このデリカショップは古川に工場があって、古川とそれから田尻などの農家から直接取り寄せているようです。その米では一切異物混入がなかったんですけれども、うちのほうで別個にその農家から取り寄せて炊いた米は、精米の過程だと思っただけなんですけれども、そこにくずわらだったり、ごみだったり、髪の毛だったりしたものが入ってくるんですよ。やはり、それなりの材料、納品する段階で精製されたものでないと、どうしても調理の段階では見つけれないので、ご飯に異物が入るとというのが、なぜかふどうどう幼稚園は4, 5回続いたんです。当然、私らもそれを直接見に行ったり、あるいはデリカショップに向いてみんなでそこで話をしているうちに、どうしても使っている米が違うので、そこからの田尻と古川から取り寄せていた農家の米からは一切そういうのは出ていないそうです。であれば、1月からは、美里町産の米にうちのほうはこだわらないから、同じ米でやってくれと言ったらすぐ直ったんですよ。やっぱり米に問題があったんでしょうね。なので、それをデリカショップでいつも使っているその農家さんの米に切りかえ、向こうは大量につくって、うちのほうで別個に炊いてもらっていたんですよ。これをこの対応のものと一緒にしたらば、すぐ解消したということなんです。そのほかの料理の中で異物混入というのはまずないです。米の材料の段階で残念ながらあったというような。ですから、今度30年度の契約については、米についてはエリアを美里町だけに限定せずに、大崎市管内の米とに少し拡大しました。それがこの下です。

この課題については解消されているので、今後の課題は地産地消の観点から持っていくと、27.3%という地産地消の比率が低いので、これを上げるということでしょうね。学校給食と比較して55.8%と同等には比較できませんけれども、これが一つの課題であると。そんなところですかね、今の段階では。

委員長（後藤眞琴） 異物混入はね、これ最初、気がついたんですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ほとんどは先生が気がついたと。そして、それを取り除いて。

委員（成澤明子） 雑穀が入っていたんですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 結局、そうなんです。

委員（成澤明子） 雑穀米は雑穀米として値打ちはあるんだけれども。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） でもね、米そのものはいいんですよ。昨日もちょっと幼稚園の行事があって行ってきたんですけれども、米、おいしいそうです。委員の皆さんにも試食していただきましたけれども、米はいい米を使っていると言っていました。それで、美里産のちょっと混入があった米についてもいい米なんですけれども、やはりそういった弁当屋さんとかそういった調理施設に出荷したという経過がないので、多分その出荷しているところはその精米の段階でごみを飛ばす何かの過程を踏んでから出しているのか、精米の過程の違いだったのかなと思うんですけれども。わずかな量をやっているとその過程でそこで流れるんですけども、大量にずっとやっているとなかなか落ちないというのが違うということでした。

それで、途中で12月11日にその異物混入も含めて現地の調理状況を見に行っただんですけれども、とりあえず衛生面に関してはまず問題はなかったです。それで、調理する方々の服装も完璧にされてやっているの、食中毒とかそういった問題が発生するような状況ではないというのはもう確かめています。当然のことですけれども。

それから、今30年度に向けて契約事務を行っていますけれども、予定としましては、このデリカショップさんと継続して30年度以降も契約を結ぶ考えで今準備は進めてございます。委員長（後藤眞琴） ほか何かございますか。

委員（成澤明子） 少数ではあるが、保育所の給食と比較するとという言い方からすると、保育所にかつて在籍した子供さんが今度幼稚園に来て、それで保育所の食事の内容がわかっているから、「うわ、これは」と思ったんだと思います。それで、私もたまたま読み聞かせのボランティアでなんごう幼稚園に行っていたときに、たまたま給食を園長さんかどなたかに持って行く途中のものを拝見する機会があったんですけれども、それはそれはおいしそうな給食、味を見たわけではないですけれどもね。ああこれだったらもう明日も幼稚園に来ようかなというような献立の内容でした。写真を写したはずなんですけれども、今ちょっと手元にありませんけれども。だから、子供というのはいま自分の考えを伝えるのが小さい子は難しく、おいしくないという言い方だけにすると、それはあなたがわがままだからでしょとか、何でも残さず食べなきゃだめなのよね、お母さんとかあるいはうちの人とか先生とかに言われると、ああそんなもんかなと思うかもしれないけれども、やっぱりもう少し機会をふやして内容を検討するというのも私は課題の中に入るのかなと。デリカショップ向日葵さんの給食に対する理念みたいなものが、安全であるとか、栄養があるとかというのはそれは当然のことなんですけれども、やっぱり子供たちが日本の食事をおいしいなと、うれしいなと思うような内容を提供してほしいと思います。

委員長（後藤眞琴） ほか何かございますか。

僕、1つね、食材の県内産の利用率がちょっと低い、これを上げるにはどんなふうなことが考えられるんですかね。何かあるんですかね。

主幹兼学校給食係長（小南友里） こちらの部分は、うちで委託している経費の部分もあるんですけども、その県内産の利用をできるだけ増やしていただくようお願いをしていくという方法になってくるかと思います。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ほか何かございますか。はい、どうぞ。

委員（留守広行） 次年度も契約の方向で考えていらっしゃるということなので、このアンケートの内容を集約していただいて、早目に向日葵さんとの打ち合わせをしていただければと思うところであります。

委員長（後藤眞琴） よろしくをお願いします。

ほか何かございせんか。よろしいですか。

委員（千葉菜穂美） 同じような内容なんですけれども、少数意見も大事にしてもらって、やっぱりおいしい給食を子供たちに提供していただけるのがいいかなと。学校給食をどこかの学校でつくって、それを幼稚園に提供という形はできないんですか。南郷だと給食センターがあって、幼稚園も小学校も中学校も同じメニューの給食を食べているということ聞いたんですけども。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） まず、これがスタートしたのは、なんごう幼稚園のような方式がいいのか、あるいは今回やる方式がいいのかというところで、それぞれメリット、デメリットがあって、将来的にどっちの方向に進むのがいいのかなというのはわからない中で試験的に始めたのが正直なところです。それで、これで始めて、もう少し様子を見ながら、これから給食施設を整備する、あるいは学校を統合するという中で、幼稚園給食をどうやっていくというのはこれからの課題になっていくかなと思っています。場合によっては、この手の給食提供がもっと質が上がると思ったら、失礼な言い方ですが、もう少しいいものであれば、なんごう幼稚園には今度その方式でやっていくとか、もう少し時間を見ながら進めたいなという考えです。ですので、今回、もう少しあと3年ぐらいは継続していきたいと思っていました。実際今の給食施設では、こごた幼稚園とふどうどう幼稚園の両方につくったものを提供する設備はないです。広さもないです。ですから、この次の施設整備にあわせて考えていくという形になってきますね。

教育長（佐々木賢治） 今までの経緯なんですけど、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園ときて、給食何とかならないかという議論は確かにありました。それで、あるとき南郷の給食センターを改修して、幼稚園の給食、ふどうどう幼稚園、こごた幼稚園の給食をつくれなかと。それで、業者にいろいろ見てもらいましたが、もう大規模改修しないととてもとてもつけれないと。運搬の問題もあるし、それでふどうどう幼稚園、こごた幼稚園は当分まず弁当で、持ち分でやっていただきました。

それで、何回かアンケートをとった記憶があるんですけども、何とか出していただきたいという要望がすごく強かったようです。それで、今回まず第一段階として弁当給食で提供したということは、保護者の皆さんもありがたいという感想がほとんどだったと思います。

南郷センターで、幼小中、同じメニューなんです。いい悪いはあるとしてね。量で調整していると。果たしてそれでいいのかと。小牛田、例えば小学校の給食室を直して、幼稚園の給食をつくるためには、まるっきり別な考えで改修をしなくてはいけないとか、そういったことなども聞きました。ですから、今、次長さんが言われたように、学校再編の問題等々あわせて、場合によっては幼稚園の給食についても並行して考えていかななくてはいけないのかなと。今、新たにふどうどう幼稚園の敷地内、こごた幼稚園の敷地内に、こごと同じように給食センター、給食棟ですか、作るというのはかなり厳しいと思います。

以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ほか何かございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、「日程第3 報告第38号 こごた幼稚園及びふどうどう幼稚園における給食事業の実施状況について」を終わります。

審議事項

日程 第 4 議案第17号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）についての意見の募集結果について

委員長（後藤眞琴） 次に、審議事項に入ります。

日程について、先ほど教育次長からお話がありましたように、追加の審議事項「日程第4 議

案第17号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）についての意見の募集結果について」を審議いたします。

事務局から提案理由を説明お願いいたします。

主幹兼学校給食係長（小南友里） それでは、美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）についての意見の募集結果についてでございます。

こちらは、意見募集期間としまして、今年の1月4日から2月2日までの間、パブリックコメント、意見募集を行いました。その結果、意見の提出者、意見件数は、ゼロ人、ゼロ件でございます。なので、美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例については、特に意見を反映することなく、事務局案のとおり議会で提案する形にしたいと考えております。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ただいまの説明に質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ、討論に入ります。討論ございませんか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

「議案第17号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）についての意見の募集結果について」、賛成する委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程第 5 議案第18号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出
について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第5 議案第18号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

主幹兼学校給食係長（小南友里） それでは、美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げたいと思います。

委員長（後藤眞琴） はい、どうぞ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 議案の18号、19号、20号については、条例の制定というのは町長のほうでやりますので、条例を制定するために議会に提案するという形になります。それを、教育委員会から町長にお願いをすると、そのお願いをする案文がこれによろしいかという内容についての議決をお願いするものでございます。その案文の内容については、これから順次18号、19号、20号で説明をさせますので、その内容について御判断いただければと思います。

主幹兼学校給食係長（小南友里） では、まず18号の議案についてでございます。

こちらは、美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容は、教育実習生など、学校給食の対象者に加えるための改正を行うものでございます。また、給食費の額等の軽減に当たり、美里町学校給食運営審議会に諮問し、答申を受けることを明確にするものであります。

まず、概要なのですが、学校給食の実施対象者に係る改正、こちらは2条の部分になります。こちらは教育実習生などに学校給食を提供する必要があるため、第2項に、「町長は、前項に規定する者以外の者で、給食を提供することが必要と認めるものとして規則で定める者を対象に給食を実施する」という文言を追加するものでございます。

もう一つは、給食費の徴収に係る改正でございます。こちらは、第3条に係るものです。第2条第2項を追加することから、第3条第1項に、児童生徒等以外の者で給食を受ける者を徴収の対象者に追加する。あわせて現行の条例第3条第4項を削除する。

それから、3点目です。給食費の額に係る改正、こちらは、第3条に係るものでございます。給食費の額は、美里町学校給食運営審議会に諮問し、答申を受けて規則で定めることとする。

こちらの部分を改正するために、本日お配りした資料の新旧対照表の部分をごらんいただきたいと思います。今、ご説明しました2条の部分についてなんですけれども、改正案のほうをごらんください。下線を引いてありますが、ここに「町長は、前項に規定する者以外の者で、給食を提供することが必要と認めるものとして規則で定める者を対象に給食を実施する」、この2項の項目を加えてございます。

また、3条の下線の部分をごらんいただきたいと思います。第3条1項の部分で、「児童生徒等以外の者で給食を受ける者から、給食に要する経費（以下「給食費」という。）を徴収する」、

この文言を加えて字句を改めてございます。

第2号の部分でございます。「前項の給食費の額は、美里町学校給食運営審議会条例（平成30年美里町条例第 号）第1条に規定する美里町学校給食運営審議会の答申に基づき規則で定める」、この2項を項を改めてございます。

そして、3号、4号については、項を削っております。

また、第4条の部分については、「前条第1項」という文言を、字句を削っております。そして、今回、「給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない」という文言にしております。

そして、第2号については、項を削っております。

5条及び第6条は変更がないので、こちらはそのままでございます。

また、別表についても、こちらは表を削ってございます。

以上が、美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の改正部分の説明になります。教育次長兼教育総務課長（須田政好） この内容を、教育委員会から町長のほうに改正のお願いをするという形になります。ただ、これが町長の方でこのままというわけではなくて、町長の方でも考えがあったり、あるいは文言の修正等が加わることも十分ありますので、その修正についての町長から示されたものについて、26日に予定しています定例会の中でまたお示しをしていくという流れです。これについて、町長の方があくまでも議会のほうに提案権を持っていますので、町長の考えが当然これには加わるという考えでご審議いただければという考えです。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

委員（千葉菜穂美） よくわからなかったんですけども、今現行の第3条の2項のほうで、「前項において、保護者等及び職員が負担すべき経費」、「保護者の負担とされているものをいう」となっているんですけども、改正のほうには、「美里町学校給食運営審議会の答申に基づき規則で定める」となるということは、金額もそちらのほうで指定された金額になるんですか、給食費の金額。

主幹兼学校給食係長（小南友里） 給食費の金額の部分も、今までも規則のほうで定めておったところではございますが、こちらの運営審議会、今回あわせて説明させていただくんですけども、今までは学校給食調理施設条例の中に運営委員会というものを設けておりまして、その運営委員会が教育委員会からの諮問に基づいて給食費の額の答申を行っておったんですけども、

ども、その運営委員会を今回なくして、逆に教育委員会の附属機関として美里町学校給食運営審議会条例というのを設置しまして、教育委員会の諮問機関として学校給食の事業全般について、そこでその額も含めて答申を行う組織として設置することから、この部分が改正、文言を改めることになりました。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっと休憩して説明。

委員長（後藤眞琴） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時36分

委員長（後藤眞琴） それでは、再開いたします。

何か質問等ございますでしょうか、そのほか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ討論に入ります。討論ございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。

それでは採決を行います。

「第18号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例（案）の町長に提出することについて」、賛成する委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程 第 6 議案第19号 美里町学校給食調理施設条例（案）の提出について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第6 議案第19号 美里町学校給食調理施設条例（案）の提出について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 先ほどお話しした流れと全く同じで、町長のほうに提案すると。町長に提案したものは、町長のほうで議会に提案する必要性があれば、これをもとに提案文をつかって提案するという流れになります。

これについては、先ほどの繰り返しになりますが、次の議案第20号も同じ考えですので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、内容のほうですね。

主幹兼学校給食係長（小南友里） では、美里町学校給食調理施設条例についてでございます。

こちらは、今後使用する見込みがない中埴小学校給食調理場を廃止しまして、北浦小学校給食調理場の名称を「北浦・中埴小学校共同調理場」に改めるものでございます。

また、新たに美里町学校給食運営審議会を設置することから、学校給食調理施設運営委員会に関する規定を削るものでございます。

こちら改正内容の部分なんですけれども、今ご説明したとおり、第2条の部分でございます。こちら「中埴小学校給食調理場」を削りまして、「北浦・中埴小学校給食共同調理場」、こちらの調理場を名称を改めて記載してございます。こちらが、第2条の部分でございます。

そして、運営委員会に関する規定が、第4条から第6条まであったものを文言を削っております。なので、今回、学校給食調理施設条例に関しましては、第4条までの条例に改めてございます。

削る中身について、ご説明申し上げます。

こちら第5条の部分なんですけれども、こちらは運営委員会の委員定数について規定していた規定でございます。こちら5条の第1号、町長部局の代表、第2号、学識……。

委員長（後藤眞琴） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時54分

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

ほか何かございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、討論に入ります。討論ございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。

それでは採決を行います。

「議案第19号 美里町学校給食調理施設条例（案）の提出について」、賛成する委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程 第7 議案第20号 美里町学校給食調理施設運営審議会条例（案）の提出について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第7 議案第20号 美里町学校給食調理施設運営審議会条例（案）の提出について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

主幹兼学校給食係長（小南友里） それでは、最後に、美里町学校給食運営審議会条例のほうをご説明させていただきたいと思います。

こちらは、美里町における学校給食の具体的な運営に当たり、給食費の額、物資の調達などについて、関係者、学識経験者などの意見を聞くため、教育委員会の附属機関として美里町学校給食運営審議会を設置するものでございます。

こちら新規条例制定ということで、1条から一つ一つ読み上げさせていただきたいところですが、すみません、この運営審議会条例の中で、主だったものについてご説明させていただきたいと思います。

こちらの運営審議会のまず、所掌事務でございます。こちらは、第2条に所掌事務の部分を記載してございます。こちら2条に、「審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。」

まず、第1号でございます。給食内容の調査研究に関すること。第2号、学校給食共同調理場等の適正かつ円滑な運営に関すること。第3号です、学校給食調理施設の設備に関すること。第4号です、給食費の負担金及び負担金徴収に関すること。第5号です、物資の調達に関すること。第6号、給食運搬に関すること。第7号、その他教育委員会において必要と認めること。

第2項に、「審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。」

としてございます。

そして、委員定数についてです。こちらは第3条に規定しておりまして、15人以内で組織するとしてございます。

委員委嘱の基準でございます。第1号、町長部局の代表者、第2号、学識経験者、第3号、小学校、中学校の校長、第4号、幼稚園の園長、第5号、幼児、児童及び生徒の保護者、第6号、農業協同組合の代表者、第7号、商工会の代表者、第8号、学校給食センター所長、こちらを委員の委嘱の基準としてございます。

それから、こちら委員の任期についてです。委員の任期、こちらは第4条に規定してございます。委員の任期は、委嘱した日から起算して2年間としてございます。

そして、委員報酬の部分でございます。委員報酬は日額、会長については5,300円、委員については5,000円としてございます。こちらの委員の報酬については、附則の2項に記載してございます。美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年美里町条例第44号)の一部を改正して、会長を5,300円、委員5,000円という報酬額に設定いたします。

以上が、美里町学校給食運営審議会条例の主な内容でございます。

委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問などございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長(後藤眞琴) それでは、討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長(後藤眞琴) それでは、討論なしと認めます。

採決を行います。

「議案第20号 美里町学校給食調理施設運営審議会条例(案)の提出について」、賛成する委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

委員長（後藤眞琴） それでは、協議に入りたいと思います。（「すみません、委員長、休憩をお願いしてよろしいでしょうか」の声あり）

暫時休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時03分

委員長（後藤眞琴） それでは、再開いたします。

教育長（佐々木賢治） 委員長さん、お願いがございませう。

協議事項の前に、先ほど協議が終わってから報告ということでお話しいただきました日程第2の「報告第37号 平成30年度美里町立小中学校管理職の人事異動の報告について」、協議の前に報告させていただきたいと思いますが、理由は、この教育委員会で承認をいただいて、県の教育委員会に教育長のほうから連絡することになっておりますので、できるだけ早い時間帯でお願いしたいと思ひます。

なお、これは秘密扱いですので、その辺の確認もお願いしたいと思ひます。

委員長（後藤眞琴） それでは、今、教育長から提案がありました件、そのようにしてよろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、そのようにしたいと思ひます。

それでは、この報告事項は秘密会に先ほど認めていただきましたので、傍聴者の方は退席のほうをよろしくお願ひいたします。

【秘密会】

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

協議事項

日程 第 8 町内小中学校における「ごみ減量化」に向けた教育について

委員長（後藤眞琴） 「日程第8 町内小中学校における「ごみ減量化」に向けた教育について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは説明します。

昨年の議会の12月会議で議場で報告されました、美里町議会の教育民生常任委員会からの報告書ですが、今回、ごみの減量化についてというテーマで報告をいただきました。この中に、学校教育の中における取り組みについても報告、あるいは提案等いただいていますので、教育委員会としてこの報告を受けて、学校教育におけるごみの減量化に向けた取り組みをご協議いただければと思います。

初めに、今回は第1回目でございますので、岩淵教育専門指導員のほうから学校の現状等をご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（後藤眞琴） よろしく申し上げます。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） では、私のほうから報告申し上げます。

今、資料を差し上げましたが、教科書の写しを差し上げました。本物はこういうきれいなカラー版でございます。

それで、開きますと目次がありまして、ごみ処理関係については、その中の単元の 番「住みよいくらしをつくる」の中の2番目に「ごみのしよりと利用」というのがございます。その部分をコピーしてまいりました。

それで、それが80ページからになります。その隣の81ページのところでドラえもんが言っているんですけども、「みんなが住む市や町で、どのようにごみを分けているか調べよう」と。だんだんに、調べ学習が子供たちの中に入ってきているんですね。実際に自分たちで調べようという学習が入ってきています。それで、ずっとこう見ていただくんですが、ごみ置き場の様子だとか、ごみ収集の作業員さんのお話だとか、それからごみは結局どこに行くんだろうかというようなことで、燃えるごみの行方を探すような単元構成になっています。

それで、清掃工場の方からのお話をいただくというようなことです。それで、町内の小学校は、ごみ処理場に実際に出かけて行って見学しております。

ずっと開いて行って、96ページをごらんください。

ごみの処理の工夫、「あやさんたちは、家や学校などでどのようなごみを減らす取り組みが行われているのか考えてみました」というようなことで、実際に本町の小学校の教室でもそういった話し合いが行われています。それで、「みんなで協力してごみの減量に取り組んでいるんだね」というように、教科書の中には出ているのですが、実際「ごみを減らすのも大変そうだね」ということで、では、「自分にできることを考えましょう」となります。次のページです、98ページ。そこではこのことについて話し合ってみようというような単元構成になっています。

それで、99ページには、ごみを減らすために自分でできることは何なのか考えて発表し合ってみよう。友達のを聞いて考えようというような単元構成になっています。

それで、特に今のところ副読本等は本町では用意していませんけれども、この教科書に従って学習していくと、大体ほとんどのことが網羅されているという形になります。

それで、その後の資料ですが、「わたしたちの美里町」というのがございます。実物は、これです。CDになっていて、これは各学校に配付されています。このCDを開きますと、次のページがこの中に入っているメニューになるんですけども、その中の下から5番目ですが、「ごみの処理と利用」というようなことで、この中にもごみの処理については同じような内容が入っております。それをここにコピーしてまいりましたので、ごらんいただきたいと思っております。

それで、やっぱりごみの行方というようなことで、大きく6分の2ページになるんでしょうかね、2ページの裏ですね。「ごみのゆくえ」というところをクリックして、子供たちに配付して勉強させるというようなことになります。当町の場合は、燃えるごみについては大崎東部クリーンセンターというところに運ばれて、これは涌谷町にあるんですけども、運ばれていくというようなことになっています。

それで、最後に、参考までにつけました「ごみしよりと利用」の学習状況というようなことで、ほとんど4年生の9月ごろに学習することになっています。それで、美里町の小学校では、大崎広域東部クリーンセンターと国本という資源ごみを回収している会社がございます。そこに見学に行って、缶、プラだとか、あと段ボールだとか、新聞紙だとか、そちらのほうで回収していますので、そこに行ってブロック状に固められたのとかを見学して帰ってきております。

それから、学校によっては、大崎市桜ノ目の中央クリーンセンターのほうに行っています。これはなぜ涌谷あるのに、大崎市に行って見ているんだということなのですが、ほかの学習も兼ねて行っており、プラネタリウムを見学しながらクリーンセンターに行くとか、クリーンセンターからそっちを回って帰ってくるというようなコースになって組んでいるようで、そのような形で見学しています。

それから、中埠小学校さんの場合は、クリーンセンターとそれからリサイクルセンターというのも別棟でありまして、そこに行って、実際にただごみを捨てるのではなく再生して使っているものもいっぱいあることを勉強してきています。

それから、前は各小学校でペットボトル等を回収して集めていた時期もあったんですが、ちょっと最近は少なくなっているようです。それで、今現在やっているのは、不動堂小学校で紙パックの回収、実は前に私がいたときも紙パックをやっていたんですけども、給食で牛乳飲みますよね。そして、回収の業者に出すときに洗って出さなければならず、洗うとむしろ余計資源を使う、水道料が余計かかる。さらに、牛乳を水に流してきれいにするまでにどのくらいの水の量を使ったかということ、例えば1リットルの牛乳を流してしまったら、最低でもその10倍以上の水は必要だということになってくるので、それではかえって無駄といいいますかね、環境によくないだろうというようなことで、学校での牛乳パック回収は汚れたままで、業者に返しています。それで、今やっているのは不動堂小学校は紙パック回収なんですが、家で洗ってきてもらって、それを回収して、ときどきはがき作りにも利用して勉強に使っているというようなことです。

それから、北浦小ではプルタブを回収しています。アルミのプルタブを回収して、教材等の花の種を買うとか、そういったものに利用しているとのこと。

あと、ここのなんごう幼稚園ではペットボトルのキャップを回収しているというようなことでした。

私からは以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございましたら、どうぞ。

委員（成澤明子） これは、議会から教育委員会に、ごみの減量化の啓蒙を協力してほしいということがもしかしてあったわけですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 直接教育委員会にはないです。議会の教育民生常任委員会、もう一つは総務建設産業常任委員会というのがあるんですけども、この2つの常任委

委員会がそれぞれ専門的なものを研究して、議長に報告をします。それを議会として町長のほうに報告します。その報告書が、報告書と提案書を兼ねているという形なんです。それで、町長はこれを受け取った後に、それぞれの担当する課、職員等にこれを周知しています。教育委員会の関連についても、最後のページですが、子供の環境教育としての記載がありますので、教育委員会としてもこれについて少し検討といえますか、こどもの環境教育の取組みについても考えてほしいというので来ています。

今、岩淵先生からお話がありましたように、まず現状を把握して、そして教育委員会がこれに対してどのように取り組むかというのを決めてはどうかなと思います。

委員長（後藤眞琴） どうぞ。

委員（成澤明子） それに対する岩淵先生の資料とそれからご説明はもう、何ていうか、すごくいいという言い方はおかしいんですけども、とても皆さんに納得してもらえないことではないかなと思いました。だから、もし議会で要請がありました場合には、こういう紙だとまたごみがふえるので、例えばパソコン上でやったりとか、これはCDだという話なんですけど、それでもって新たにこのエコの副読本をつくるまでもなく、もうこういう本でやっているし、しかも教育活動内容としても実施しているということを十分にお話しできると思います。しかも、CDまで出しているということですから、もうばっちりだと思います。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 議会だよりもこのブックが載っていたと思うんですけども、議会だよりも載っている記事といえますか、項目は2つありまして、ちょっと私の記憶ですと、一つは副読本を作成すること、それから施設見学を行うことという形で、2つの項目ごとに上げています。この報告書の一番後ろの（2）のところだと思うんですけども、今、成澤委員さんからお話しいただいたように、先ほどの岩淵専門指導員からの報告があったように、もう既に教科書の中でしっかりとされていると。それから、施設見学も行っているということを考えると、教育の充実が図られていると私も捉えることができると感じました。これ以上もっとやれというもし提案であれば、また別なこともあるんでしょうけれども……。

教育長（佐々木賢治） いいのではないですか。啓蒙活動ですからね。啓蒙活動として、教育委員会がやっていますかという。

委員長（後藤眞琴） ちょっと気になるのはね、社会科副読本って、これ、ほかのどこかでつくっているようなのがあるんですかね。例えば、どこそこの副読本を、例えば1つか2つ見て、この教科書でやっていることとほとんど変わらないんだという……。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ごみに特化した副読本というのはちょっと聞いたこ

とはないです。

委員（成澤明子） 教科書自体とても詳しいですもんね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 教科書が意外と詳しくなっているの、いいのではないかなと思うんです。

委員（成澤明子） しかもCDで、美里町についてさらに特化して、詳しく個別に学ぶという状況になっているので、もうばっちりだと。

委員長（後藤眞琴） 僕も十分だと思うんですけどもね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） あとですね、言わせてもらえば、例えば副読本をつくるということになってくると、先生方駆り出されますよね。そうすると、先生方の仕事を減らそう減らそうと言っているのに、またこうやって増やしていくという形になってしまうので、あるものはできるだけ活用して、授業をしてもらうということではないかなと。

委員長（後藤眞琴） これ、視察も2回行って、かなり遠いところまで行ってご苦労だったと思うんですけども、それでこの美里町でこういうものを教科書ではこんなものが出ています。

「わたしたちの美里町」当然調べた上でこうしたらいいんでしょうという提案をしているんだろうと解釈した場合に、それでは教育委員会でこのほかの町の社会科副読本なんかをちゃんと見たんですかとかいう質問があった場合に備えておいて、ないんだったらない、あった場合にはこういうものがあって、こういうことが書いてある。副読本をつくるまでにはなかなかないのではないかと。つくるのだって、先生方の苦労もある、つくるのであれば教育委員会でつくるのか、そういうところももうちょっと詰めておいたほうが。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっと、その辺調査します。インターネットでまず検索して探ると、県の教育委員会のほうに確認してみて、その中でこのようなものがあるのかないのか。あった場合はどういうものなのかは、次の会議の際にご提示したいと思います。

委員長（後藤眞琴） それから、その他取り組むべき事項なんかも見ても、よくわからないな。（2）番、「雑草・枝木などについて、堆肥化も含めて減量化に取り組むこと」ってある。これは学校の雑草・枝木なんかも含むんですかね。各家庭のことを言っているんですかね。

それから、もう一つね。これもまた議会で質問されたら、次長さんたちが困るんでない。この僕たち、住民の協力義務について、美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条、見たことないので、その辺、もう一回協議するとしたら、その資料をみんなに配るようにして。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 承知しました。

委員長（後藤眞琴） 正直言って、もう少し丁寧に書いていただければありがたいですね。

ほか何かございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、協議を終了いたします。

そのほか事務局や委員から何かございませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時44分

委員長（後藤眞琴） それでは、再開いたします。

定例会のこと、よろしくをお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 1月の定例会で次の会議の日程ということで、今日とそれから20日も予定していただきましたが、20日の日の会議を開催する必要がなくなりましたので、これは会議を開催しないということをお願いしたいと思います。

それから、26日について、2月の定例会の日程を調整していただきましたが、調整の中では9時開会という形で調整をいただいたものが、14時開会に変更をお願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴） そのようにしてよろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、教育次長から提案がありましたようにしたいと思います。よろしくをお願いします。

ほか何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、これをもって平成30年2月教育委員会臨時会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

午後3時45分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課角田克江が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____